

平成 26 年 7 月 8 日 (火)



担
当

職業安定部職業安定課
電話 03-3512-1654 (直通)
F A X 03-3512-1565

東京労働局における雇用施策実施方針の策定について

東京労働局（局長：西岸 正人）は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、「平成 26 年度東京労働局雇用施策実施方針」（以下「本方針」という。）を策定しました。

本方針は、東京労働局が推進する各種雇用施策の行政効果をより高め、地域における雇用失業情勢の改善、地域の固有の雇用問題・課題を解決するためには、東京都が推進する雇用、福祉、教育、産業振興、医療等の様々な施策と密接な連携を図ることが重要であることから、策定にあたり、東京都知事の意見を聴き、その意見を踏まえて策定したものです。

東京労働局の施策と東京都の講ずる雇用等に関する施策とが密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めています。

